

Ⅱ. 市民協働のあり方

1. 市民協働のルール

(1) 市民協働の基本原則

市民協働を進めるための5つの原則を掲げます。市民協働による活動の企画・立案から実施、評価・反省まで、常にこの原則を確認しながら取り組んでいきます。

①目的や課題を共有すること

課題が何で、解決するにはどのような方法があるのか、市民と行政は、常に話し合い、共通理解を持つことが大切です。

②自主的、自発的に取り組むこと

どんな課題にも、それぞれの得意分野を活かして自主的、自発的に取り組む意欲が必要です。「2. 市民協働を進めるための役割と責任」にある役割を理解したうえで、「市民任せ」や「行政任せ」にしないことが大切です。

③対等の立場でお互いを尊重し合うこと

市民と行政は対等の立場であることを、互いに認識する必要があります。そして、活動に取り組もうとするものそれぞれの得意なことが活かせるよう、互いの立場や自主性を尊重することが大切です。

④情報を公開すること

活動に取り組むには、共通理解を進めるために様々な情報をすすんで公開し、分かり合うことが大切です。

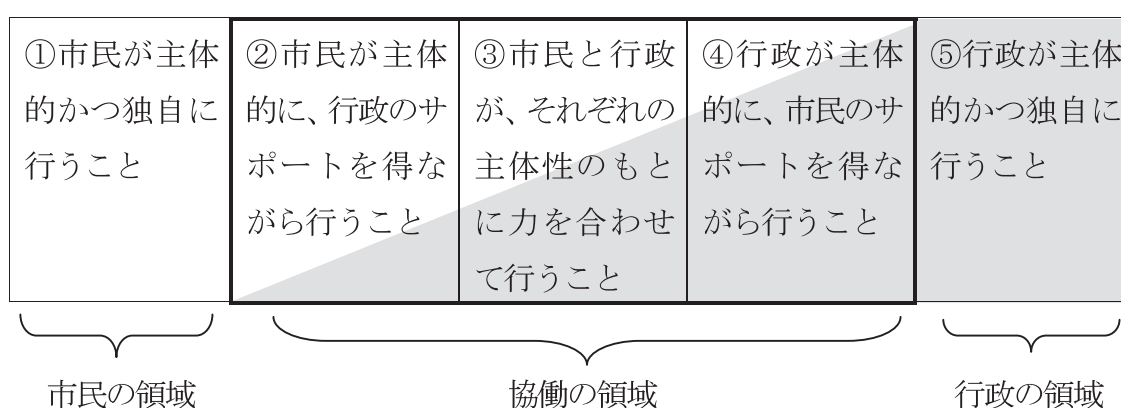
⑤常に効果を検証しながらすすめること

よりよい活動を行っていくためには、常に効果を検証しながら進めることが大切です。

(2) 市民協働の領域

市民と行政の協働をすすめるに当たって、力を出しあう領域を次の5つに区分けして考えてみます。

- ①市民が主体的かつ独自に行うこと
- ②市民が主体的に、行政のサポートを得ながら行うこと
- ③市民と行政が、それぞれの主体性のもとに力を合わせて行うこと
- ④行政が主体的に、市民のサポートを得ながら行うこと
- ⑤行政が主体的かつ独自に行うこと



市民協働を行うにあたっては、その活動が上にあげた5つの領域のどこに当てはまるのかを考えると、進める上での参考になります。

- (注1) この指針でいう「市民」は、個人としての市民、地域団体、市民団体・NPO法人、事業者など、行政以外の個人や団体全てを意味します。
- (注2) 個人としての市民をさす場合は、「市民個人」と表記します。
- (注3) 地域団体とは、自治会など地域のつながりによって集まる団体を意味します。
- (注4) 市民団体・NPO法人とは、一定のテーマを持って公益的な活動を行う団体をさします。
- (注5) 事業者とは、一企業としての会社、商店、工場などと、商工会、建設業協会等、事業者の団体をさします。

(3) 市民協働の形

「市民」と「行政」が協働し合う形は、さまざまに考えられます。それぞれの活動の目的にあった形を、話し合いながら進めることが大切です。様々な市民協働の形を次にあげてみました。

なお、ここで考える例は、「市民」と「行政」が協働して取り組むものです。「市民」と「市民」、例えば「地域団体」と「市民団体」が協働して取り組む活動もありますが、そうした活動はこの指針では取り上げていません。

①共催

一つの行事に対して、ともに主催者として取り組むこと。

例：郡上市と各種関係団体が実行委員会を設置して、ともに取り組む「ふるさとまつり」。

②後援

名義後援などにより、活動の目的に賛同し、後押しすること。

例：社会福祉協議会が行う「郡上市社会福祉大会」に、郡上市が後援。

③協力

一定期間にわたる活動に対して、話し合いや作業に参加するなどしながら取り組むこと。

例：民生委員や自治会長、福祉委員が協力し、高齢者や子どもの見守り、防災訓練などの活動を通して地域づくり。

④補助金や交付金、寄附金

活動を資金面で支援すること。

例：市内の「まちづくり活動を推進する団体」が行う活動に、郡上市が「郡上市協働まちづくり活動支援補助金」という形での資金面の支援。また、市民が郡上市のためにする寄附をすることなど。

⑤施設の貸し出しや、物品の寄附

施設や備品を貸し出したり、物品を提供したりするなどの支援を行うこと。

例：ボランティア団体が、市の施設を借りて会議や活動をしていることなど。

⑥委託、受託

その活動主体の長所を生かすと、より効果が上げられる場合に、活動の全部または一部を委託（受託）すること。

例：郡上市から「事業者」に「スポーツ振興施設等の管理運営」を委託。参考：郡上市総合スポーツセンター

2. 市民協働を進めるための役割と責任

全ての立場に共通することですが、まちづくりを進めるにあたっては、市民協働の考え方を理解することが大切です。市民協働による活動を行うに当たっては、前に述べたどの領域で進めていくと最も効果が上がるのかを考える必要があります。また、それぞれの立場が本来どういったことをするべきかを、理解する必要があります。以下にその役割について検討します。

(1) 市民個人の役割と責任

市民は、自らの行動を検証する必要があります。自分たちで解決できそうな問題を、行政任せや地域任せにしているか、様々な課題に対して、要望や陳情をするだけになっていないかなどの振り返りを行い、本来自分たちで解決すべきことは自分たちで解決に向かうように努力することが大切です。

本来、市民個人として解決しなければならない問題とは、個人の財産に関わることなど、一般的に個人が行うべきと思われることが考えられます。

(2) 地域団体の役割と責任

市民個人で解決できない課題のうち、日常の暮らしに密着するものは、自治会等の地域団体で解決に向けた努力をすることが大切です。その上で、地域団体だけで解決が難しい問題は、行政の応援を求めることもあります。

地域で課題の解決に取り組むにあたっては、一部の意見だけで決められるのではなく、地域の総意において合意形成を図ることが大切です。その際には、決して排他的にならず、お年寄りの知識や若者の新しい発想、市外からの転入者から見た意見など、幅広く参考にする寛容な話し合いができているか、振り返ってみることが必要です。

地域団体での解決が望まれる活動としては、地域内での弱者の見守りや、地域の清掃活動などが考えられます。

(3) 市民団体・NPO法人の役割と責任

行政や地域団体で速やかに解決出来ない課題について、同じ目的を持つ人たちが地域を越えて、市民団体やNPO法人を組織し、取り組む活動が増えています。こうした活動は、市外からの参加も増えるなど活発化しています。また、こうした活動が続けるには資金が必要です。今後、コミュニティビジネス※として成り立たせることも考える必要があります。

市民団体の活動が望まれる分野としては、まちづくり活動や環境の保全活動などが考えられます。

(4) 事業者の役割と責任

企業には、活動で得た利益を社会に還元する社会的責任があります。市内でも、福祉や環境対策活動などのCSR活動※が活発化しており、それぞれの専門分野を活かしたボランティア活動も行われています。また、商工会や観光協会などの事業者団体が組織され、産業振興のための活動が行われています。異業種が、対等の立場で知恵を出し合い、取り組んでいくことで、まちづくり活動にもつながっていきます。また、個々の事業者もこの取り組みに積極的に参画することが求められます。

事業者としての活動が望まれる例として、それぞれの専門分野を活かしたボランティア活動があります。(建築業者が、転倒防止器具取付ボランティアを行っている例があります。)

(5) 行政の役割と責任

行政は、本来、市民や地域において取り組むべき活動などに深く関与し過ぎ、かえって市民活動を低下させていないか検証する必要があります。行政も市民協働の考え方を理解して、行政運営に市民の意見を反映させる仕組みを作らなくてはなりません。

行政が責任を持って行わなければならない分野として、戸籍の管理や税金の徴収など、個人情報に関わることや、市民の生活に対するセーフティネット※などがあります。